

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）1 0 月 1 2 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

患者の診察に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）9 月 2 2 日付けで諮問（第 8 8 3 号）された患者の診察に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

児童福祉法第 1 1 条第 1 項第 2 号及び児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、藤沢市民病院の患者について、児童相談所が家庭裁判所への児童福祉法第 2 8 条の申立てのための証拠として使用する目的で、神奈川県中央児童相談所長から、当院に対して児童虐待防止法第 1 3 条の 4 に基づき、患者に関する診断書、画像データを含むカルテの全ての写しを文書にて回答するよう照会がなされた。

児童虐待防止法第 1 3 条の 4 の規定は、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県中央児童相談所に患者に関する診断書等医療記録に係る個人情報を目的外に提供することについて、条例第 1 2 条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 藤沢市民病院の診療録を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 診断書

患者の住所、氏名及び生年月日のほか、病名、受診日、治るまでの期間の見込み等が記載されている。

(イ) カルテのすべて（写し）。画像データを含む。

カルテについては、受診時に患者から聞き取った症状等の主訴、既往歴等、身体の状態と、検査を行った場合はその結果等が記載されている。画像データについては、レントゲンやCT等の撮影した画像となる。

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県中央児童相談所長

ウ 目的外提供の根拠規定

児童虐待防止法第13条の4

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、児童虐待防止法第13条の4に基づくものである。児童虐待防止法第13条の4は「地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。」としており、児童相談所長等からの照会依頼に対して、地方公共団体の機関が情報提供することができることを認めたものであるが、その照会に対し情報提供しなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会の情報について、児童相談所は虐待の防止に関する業務遂行のために必要な限度で利用し、市民病院は情報提供を行うことで調査の適正かつ迅速な対応に協力するために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県中央児童相談所長に問い合わせたところ、「患者は、藤沢市民病院受診後、現在まで児童福祉法第33条に基づき一時保護中である。通常、一時保護の期間は2ヶ月程度であるが、現在延長して保護している状態のため、児童相談所としては今後、措置入所が望ましいと考えている。措置入所を行う場合、保護者の同意が

必要となるが、保護者は子供を自宅に取り戻したいという思いがあるため同意の取付けは不可能である。そのため、患者の措置入所について家庭裁判所へ申立てを行い、家庭裁判所の判断を仰ぐことになる。措置入所の申立ての正当性を示す証拠資料のひとつとして、一時保護を開始する起点となった藤沢市民病院での受診状況に関する資料を提出してほしい。家庭裁判所への申立てが却下されると、患者は自宅に戻されざるを得なくなり患者の心身が脅かされる可能性がある。」との説明があった。

また、児童相談所が必要とする照会事項は、患者が当院を受診した際の診断・記録等であり、他手段での照会・調査での代替は不可能と考えられる。よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と照会の趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関にあるが、藤沢市児童虐待防止実務者ネットワーク業務に係る個人情報を目的外利用すること等に伴う本人通知の省略については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、その合理的理由については承認（答申第88号）を得ている。本件に関する目的外提供も、患者の虐待防止と同様の目的であることから、本人通知の省略については、以下の答申第88号に準ずるものとしたい。

ア 個人情報の本人が虐待者である保護者の場合、本人に通知することはかえって虐待を助長する恐れが生じるなど事務の目的を失ってしまうことから、当該本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

イ 個人情報の本人が被虐待児である場合には、弁識能力の有無を考慮し、15歳以上の児童に対しては個別具体的に本人通知の必要性を判断し、15歳未満の児童に対しては本人に通知しないことの合理的理由があると認められる。

よって、本件に係る患者への虐待を防止するためには、本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

ア 児童のカルテ情報の提供について（依頼）

イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県中央児童相談所長によって行われたものであり、本件照会の具体的必要性については、「患者は、藤沢市民病院受診後、現在まで児童福祉法第33条に基づき一時保護中である。通常、一時保護の期間は2ヶ月程度であるが、現在延長して保護している状態のため、児

童相談所としては今後、措置入所が望ましいと考えている。措置入所を行う場合、保護者の同意が必要となるが、保護者は子供を自宅に取り戻したいという思いがあるため同意の取付けは不可能である。そのため、患者の措置入所について家庭裁判所へ申立てを行い、家庭裁判所の判断を仰ぐことになる。措置入所の申立ての正当性を示す証拠資料のひとつとして、一時保護を開始する起点となった藤沢市民病院での受診状況に関する資料を提出してほしい。家庭裁判所への申立てが却下されると、患者は自宅に戻されざるを得なくなり患者の心身が脅かされる可能性がある。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報、患者が当院を受診した際の診断・記録等であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の場合には、当該個人情報の帰属者は15歳未満の児童であり、本人通知によってかえって虐待を助長するおそれがあることから本人に通知しないことについて合理的理由があるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上